

介護予防支援事業所の指定等について

1 事業所の新規指定について

介護保険法の改正により、令和6年4月から、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることができるようになり、現在3件の指定申請を受理しております。

介護保険法第115条の23第4項「指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」の規定に基づき、次の事業所の指定について平塚市介護保険運営協議会にお諮りし、御承認いただきましたので、令和6年8月1日付で指定いたします。

	サービス種別	事業所名	事業所所在地	指定年月日
1	介護予防支援	伸生会デイケアセンター 居宅介護支援事業所	御殿2丁目17番42号	令和6年8月1日
2	介護予防支援	居宅介護支援事業所 まつがおか	東中原2丁目2番56号-2	令和6年8月1日
3	介護予防支援	居宅支援事業所 さくら	四之宮6丁目2番20号	令和6年8月1日

2 介護予防支援の委託について

高齢者よろず相談センターが指定介護予防支援の一部を委託している居宅介護支援事業所について、令和6年4月1日付で契約の更新があったため、別紙一覧のとおり報告いたします。

以 上